# 春日井市文化芸術選奨創設について(案)

# 資料2

#### 1 目的

本市の文化芸術の向上発展に貢献し、業績が顕著なものを表彰することにより、本市の文化芸術の振興を図ることを目的とする。

### 2 対象分野

- (1) 芸術(文学、音楽、美術、書、写真、演劇、舞踊その他の芸術)
- (2) メディア芸術(映画、漫画、アニメーション、コンピュータその他の電子機器等を 利用した芸術)
- (3) 伝統芸能 (雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能)
- (4) 芸能(講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能)
- (5) 生活文化(華道、茶道)、国民娯楽(囲碁・将棋)、その他の生活に係る文化
- (6) その他(芸術文化評論、放送等)

## 3 対象者

- (1) 個人 本市在住者(過去在住者を含む。)、本市出身者、本市の学校在学者(本市の学校出身者を含む。)、本市を拠点として文化芸術活動を行っている者
- (2) 団体 本市を拠点として文化芸術活動を行っている団体

### 4 賞の種類と選考基準

(1) 文化芸術功労賞

本市の文化芸術の向上に貢献し、その業績が顕著な個人又は団体

◇技量及び活動が全国的に高い評価を受け、かつ長年(概ね30年以上)にわたり本市の文化芸術の普及・振興に貢献するなど、その業績が顕著なもの

## (2) 文化芸術賞

本市の文化芸術の各分野において一定の活動実績があり、将来にわたって一層の貢献が期待できる個人又は団体

- ◇概ね10年以上の活動実績があり、次の基準のいずれかに該当するもの
  - ア 技量及び活動が全国的に高い評価を受けたもの
  - イ 本市の文化芸術の普及・振興に尽力し、優れた実績を重ねたもの
  - ウ 将来にわたって一層の貢献が期待できるもの(30代から60代までを想定)

#### (3) 文化芸術奨励賞

文化芸術の各分野における一層の向上と本市の文化芸術の向上に将来にわたって貢献 することが期待できる個人又は団体

- ◇次の基準のいずれかに該当するもの
  - ア 全国規模のコンクール (※1) 等で優秀な成績を修めた個人又は団体
  - イ 世界規模のコンクール等(※2)で入賞又は入選した個人又は団体
  - ウ その他全国的な規模で活動の実績が認められる個人又は団体 (活動実績の年数は問わない)
    - ※1 全国規模のコンクールについては、地区予選を経るか、または都道府県を代表して出場するものに限られる。参加者が会員に限られるもの、参加者の住所が10都道府県以下のもの、あるいは予選を含めた参加者数が100人(50

団体)以下のものは対象外とする。

※2 世界規模のコンクールについては、予選を経るか、または国を代表して出場するものに限られる。参加者が会員に限られるもの、参加者の国籍が5か国以下のもの、あるいは予選を含めた参加者数が100人(50団体)以下のものは対象外とする。

# 5 受賞数

原則として、文化芸術功労賞、文化芸術賞をあわせて、10人(団体)以内とする。 ※文化芸術奨励賞の受賞数は、制限を設けない。

#### 6 推薦

推薦は、市長に行うものとし、推薦を行える者は、個人又は団体とする。ただし、自薦も可とする。なお、推薦にあたっては、原則として推薦者1人(団体)につき、各賞それぞれ3人(団体)を上限とする。

春日井市文化振興審議会の現委員は、推薦を行うことができない。ただし、現委員が 所属する団体からの推薦は、行えるものとする。

# 7 選考の方法

- (1) 受賞者の選考は、春日井市文化振興審議会において行い、市長が決定する。
- (2)審査は、市長に推薦されたものについて行い、当該年度及び前年度中に挙げられた 業績を中心に、それまでの業績や継続性及び将来における発展性についても考慮し、 総合的に評価する。ただし、文化芸術奨励賞については、原則として前年度1月から 当該年度12月までに審査結果が公表されたコンクール等を対象とする。
- (3) 文化芸術功労賞及び文化芸術賞については、過去の受賞者を重賞しない。ただし、文化芸術賞の受賞から概ね 10 年以上を経過しているものを文化芸術功労賞に選考することを妨げない。また、文化芸術奨励賞については、原則として、小学校、中学校、高校、大学・大学院及び 20 代、30 代以上の5段階に分け、それぞれの段階で1回を限りとする。
- (4) 現委員が受賞候補者となった場合、現委員本人の審査について選考に加わることはできないものとする。
- (5) 審議会は、必要に応じて、委員以外の者に説明又は意見を聴くことができる。
- (6) 選考過程については、すべて非公開とする。
- 8 推薦の手続き
- (1) 推薦受付時期 当該年度の10月初日から12月28日までとする。
- (2) 提出書類等

## ア 推薦書

イ 関係資料 候補者の経歴、業績等、推薦書記入事項の詳細資料

- (例) コンクールのプログラム、公演等パンフレット、演劇・音楽などのDVD、 CD又は録音データ等、美術作品等のカラー写真又は画像データ、賞状の 写、出版物等業績を示すもの
- 9 選考結果の発表及び表彰式の開催

推薦者及び受賞者に対し、文書により通知する。また、受賞者の発表は、当該年度の 3月中旬に行い、3月下旬に表彰式を行い、表彰状及び記念品を贈呈する。